

秋田県告示第107号

秋田県立都市公園条例（昭和50年秋田県条例第7号）第23条第1項の規定により、次のとおり秋田県立中央公園の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立中央公園の利用料金は、令和6年4月1日から適用する。

令和6年3月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1 秋田県立都市公園条例第4条第1項各号に掲げる行為をする場合の利用料

区分	単位	利用料金の額
行商、募金その他これらに類する行為	1人につき1日	890円
業として行う写真 又は映画の撮影	写真 写真機1台につき1月 映画 1日につき	21,170円 14,170円
興行	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
競技会、集会その他これらに類する催しの開催	使用面積1平方メートルにつき1日	100円

備考

- 使用期間を単位とする使用については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。
  - 月を単位とする使用については、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を日割をもつて計算する。
  - 日を単位とする使用については、使用期間が1日未満であるとき又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とする。
- 使用面積を単位とする使用については、使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとする。
- 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

第2 都市公園の公園施設等を使用する場合の利用料

1 施設利用料

(1) 県営トレーニングセンター及び県営屋根付きグラウンド以外の公園施設

区分	利用料金の額				
	公開時間の開始時刻から正午まで	正午から公開時間の終了時刻まで	公開時間外	1日	
県営野球場 貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき 平日	一般	1時間につき 410円	3,260円	
		学生・生徒・児童	1時間につき 310円	2,450円	
	土曜日・日曜日・休日	一般	1時間につき 610円	4,890円	
		学生・生徒・児童	1時間につき 460円	3,670円	
	その他の催物に使用するとき	平日	7,130円	10,900円	18,030円
		土曜日・日曜日・休日	19,150円	28,720円	47,870円
県営陸上競技場 貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	9,880円	14,770円	24,650円
		学生・生徒・児童	4,630円	6,820円	11,460円
	その他の催物に使用するとき	平日	14,870円	22,200円	37,070円
		土曜日・日曜日・休日	39,320円	58,870円	98,190円
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき 110円	1人につき 110円	1人につき 220円
		学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円	1人につき 220円
県営補助陸上競技場 貸切	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	3,620円	4,940円	8,560円

	使用	学生・生徒・児童	1,730円	2,340円	1時間につき 510円	4,070円	
		その他の催物に使用するとき	平日	5,400円	7,440円	1時間につき 2,410円	12,830円
	土曜日・日曜日・休日		13,450円	20,980円	1時間につき 6,460円	34,430円	
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円	
学生・生徒・児童		1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円		
県営球技場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面につき 7,380円	1面につき 12,170円	1面1時間につき 2,440円	1面につき 19,560円
		一般(大会準備のとき)	1面1時間につき 2,440円				
		学生・生徒・児童	1面につき 3,410円	1面につき 5,650円	1面1時間につき 1,130円	1面につき 9,070円	
		学生・生徒・児童 (大会準備のとき)	1面1時間につき 1,130円				
	その他の催物に使用するとき	平日	1面につき 11,100円	1面につき 18,230円	1面1時間につき 5,500円	1面につき 29,330円	
		土曜日・日曜日・休日	1面につき 31,880円	1面につき 46,550円	1面1時間につき 14,710円	1面につき 78,430円	
県営庭球場	人工芝コート	平日	1面1時間につき 220円				
		土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 450円				
	ハードコート	平日	1面1時間につき 110円				
		土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 220円				
投てき場	貸切使用	1時間につき 620円					
アーチェリー場	貸切使用	一般	1,940円	2,900円	1時間につき 600円	4,840円	
		学生・生徒・児童	920円	1,430円	1時間につき 290円	2,340円	
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき 260円	1人につき 260円		1人につき 510円	
		学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円		1人につき 220円	
野球広場	貸切使用	一般	1時間につき 410円				
		学生・生徒・児童	1時間につき 310円				
運動広場	貸切使用	天然芝	1面1時間につき 2,440円				
		人工芝	平日	1面1時間につき 3,000円			
			土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 4,000円			
フィールド・アスレチック	普通料金	一般	1人につき 430円				
		学生・生徒・児童	1人につき 220円				
	団体料金(20人以上の団体)	一般	1人につき 350円				
		学生・生徒・児童	1人につき 170円				
キャンプ場	宿泊	一般	1人1泊につき 300円				
		学生・生徒・児童	1人1泊につき 150円				
	日帰り	一般	1人につき 100円				
		学生・生徒・児童	1人につき 50円				
自転車モトクロス場	貸切使用	一般	1時間につき 2,140円				
		学生・生徒・児童	1時間につき 1,020円				

備考

- この表において「1日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
- 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。

- 3 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校 of 学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 5 運動広場は天然芝1面、人工芝1面の全2面とし、貸切使用単位は1面毎とする。

(2) 県営トレーニングセンター

区分				利用料金の額		
				午前9時前	午前9時から午後5時まで	午後5時後
県営トレーニングセンター	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき 710円		
			学生・生徒・児童	1面1時間につき 470円		
		その他の催物に使用するとき	平日	1面1時間につき 2,700円	1面1時間につき 1,830円	1面1時間につき 2,700円
			土曜日・日曜日・休日	1面1時間につき 7,280円	1面1時間につき 4,840円	1面1時間につき 7,280円
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき 220円	1人につき 220円	1人につき 220円	
			学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円	1人につき 110円
		回数券(6回券)	一般	1,120円		
			学生・生徒・児童	560円		
		トレーニングルーム	一般	1人につき 220円	1人につき 220円	1人につき 220円
				学生・生徒・児童	1人につき 110円	1人につき 110円
回数券(6回券)	一般		1,120円			
		学生・生徒・児童	560円			

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校 of 学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

(3) 県営屋根付きグラウンド

区分				単位	利用料金の額	
県営屋根付きグラウンド	4月1日から10月31日までの間に使用する場合	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき	1,220円
			学生・生徒・児童			550円
		その他の催物に使用するとき	平日		23,430円	
			土曜日・日曜日・休日		29,440円	
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき	220円		
		学生・生徒・児童		110円		
11月1日から翌年の3月31日までの間に使用する場合	貸切使用	アマチュアスポーツに使用するとき	一般	1面1時間につき	1,430円	
			学生・生徒・児童			650円
		その他の催物に使用するとき	平日		23,430円	
			土曜日・日曜日・休日		29,440円	
	貸切使用以外の使用	一般	1人につき	220円		
		学生・生徒・児童		110円		

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校 of 学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 4 使用者が貸切使用をする場合で、アマチュアスポーツに使用するため4面を使用するときの利用料金の額は、

3面を使用する場合の利用料金の額とする。

## 2 附属施設・設備利用料

区分		利用料金の額
県営野球場	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	スコアボード	1日につき 2,900円
		1試合につき 960円
県営陸上競技場	屋内練習場	1時間につき 370円
	会議室	1時間につき 370円
	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
県営球技場	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
	スコアボード	1日につき 1,220円
		半日につき 610円
県営庭球場	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
県営トレーニングセンター	会議室	1時間につき 370円
	放送室	1時間につき 370円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
	いす	1脚1回につき 20円
県営屋根付きグラウンド	会議室	1時間につき 470円
	放送室	1時間につき 470円
	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
	いす	1脚1回につき 20円
フィールド・アスレチック	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
キャンプ場	ロッカー	1回につき 100円
	シャワー	1回につき 100円
	洗濯機	1回につき 200円

### 備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「1日」とは、公開時間の開始時刻から終了時刻までをいい、「半日」とは、公開時間の開始時刻から正午まで又は正午から公開時間の終了時刻までをいう。
- 3 県営陸上競技場の医務室を会議で使用する場合は、会議室と同額の利用料金とする。

## 3 器具利用料

区分	利用料金の額
移動式黒板	1台1時間につき 110円
バドミントンラケット	1本1回につき 260円
テニスラケット	1本1回につき 260円
卓球台	1台1時間につき 110円
ジェットヒーター	1台1時間につき 470円
その他の器具	1品目1単位1回につき 110円

### 備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。
- 2 1回の使用に係るその他の器具の利用料金の合計額が10,000円を超えるときは、当該使用に係る利用料金の

額は、10,000円とする。

4 照明・暖房利用料

区分			単位	利用料金の額		
				アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき	
県営庭球場		照明	1面1時間につき	660円		
県営トレーニングセンター	貸切使用	照明	全館使用	1時間につき	2,400円	3,250円
			4分の3使用		1,800円	2,440円
			2分の1使用		1,200円	1,620円
			4分の1使用		600円	810円
		暖房	全館使用		2,940円	3,870円
			4分の3使用		2,210円	2,900円
			2分の1使用		1,470円	1,930円
			4分の1使用		730円	960円
県営屋根付きグラウンド	貸切使用	照明	全館使用	1時間につき	4,600円	6,100円
			4分の3使用		3,450円	4,600円
			2分の1使用		2,300円	3,000円
			4分の1使用		1,150円	1,500円

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間とする。